

○国立大学法人浜松医科大学理事職務分担細則

(平成16年4月1日細則第2号)

改正 平成26年3月4日細則第1号 平成27年3月25日細則第17号

平成28年3月25日細則第11号 令和3年3月29日細則第9号

(理事の職務分担)

第1条 国立大学法人浜松医科大学役員会規則(平成16年規第3号)第2条に規定する理事の職務分担は、次のとおりとする。

担当	職務の内容
教育・産学連携	・教育に関すること ・生涯学習に関すること ・学生に関すること ・産学官金連携推進に関すること
財務	・予算編成・執行に関すること ・資産運用に関すること ・施設設備に関すること ・安全衛生管理に関すること
企画・評価	・中期目標・中期計画に関すること ・評価に関すること ・労務管理に関すること ・社会貢献に関すること
経営	・経営戦略に関すること
地域・大学連携	・地域・大学連携に関すること

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月4日細則第1号)

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月25日細則第17号)

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月25日細則第11号)

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月29日細則第9号)

この細則は、令和3年4月1日から施行する。